

「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会調査報告書の概要

令和３年第１回臨時会（２月１５日開催）において「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会調査報告書が提出され、賛成多数で決定しました。報告書の概要は下記のとおりです。

記

１．調査の趣旨

令和２年１０月１日契約の総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託に関し、令和２年１２月定例会中に総務文教委員会が所管事務調査を行った結果、予備費充用決裁文書の実際の作成日は１１月５日であることが判明した。このことから総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託は予算なしの契約等を禁じた地方自治法第２３２条の３に抵触する可能性が高くなった。また、この予備費充用が、議会の否決した費途に充てることを禁じた地方自治法第２１７条第２項に抵触するかどうかについても疑義が生じた。

次に、この予備費充用及び委託契約については、通常の事務決裁手続きを踏まず、市長のみの起案、決裁という極めて異例な決裁文書となっていた。その理由等については、総務文教委員会所管事務調査の市長答弁において、過去の業務で執行に必要な起案手続きに業務の滞りが発生した旨の発言があったが、事実とは異なる部分が含まれているとの副市長、教育長からの申し出もあり、依然不透明なままであった。しかしながら、これが事実ならば、行政組織としての内部統制上も非常に問題である。

以上のことから、この総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託に係る契約事務は地方自治法違反、並びに組織としての内部統制上の問題をはらんでいる可能性が高い。よって、これら一連の事実を解明し、再発防止と今後の適切な事務処理に向けた取り組みにつなげていくことが重要であり、それこそが監視機能を与えられた市議会の責務であると考え、本委員会を設置し調査を行うものである。

２．調査特別委員会の設置

（１）調査決議

令和２年１２月８日（令和２年第５回 福津市議会定例会（第７日））

新たに「総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託」調査特別委員会を設置

し、地方自治法第 100 条第 1 項及び同法第 98 条第 1 項の権限を委任した。

(2) 委員会の定数

18 名

(3) 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	米	山	信
副委員長	下	山	昭 博
委員	福	井	崇 郎
委員	森	上	晋 平
委員	秦		浩
委員	石	田	まなみ
委員	八	尋	浩 二
委員	田	中	純 子
委員	中	村	晶 代
委員	尾	島	武 弘
委員	高	山	賢 二
委員	中	村	清 隆
委員	蒲	生	守
委員	横	山	良 雄
委員	戸	田	進 一
委員	榎	本	博
委員	梶	村	公 彦
委員	江	上	隆 行

3. 調査事件及び調査目的

- (1) 調査事項 総合教育会議学識経験者等意見聴取業務委託に関する事務全般
- (2) 調査目的 当該事務における法令遵守の有無及び内部統制機能の確認

4. 委員会の開催状況

第 1 回委員会	令和 2 年 12 月 8 日(火)
第 2 回委員会	令和 2 年 12 月 28 日(月)
第 3 回委員会	令和 3 年 1 月 12 日(火)
第 4 回委員会	令和 3 年 1 月 19 日(火)
第 5 回委員会	令和 3 年 1 月 26 日(火)

5. 証人の出頭

証人として出頭を求めた者 19 人(延べ人数)

6. 調査の内容と結果要旨

調査事項に対する委員会の判断

① 地方自治法第 232 条の 3 の遵守について

本件業務委託は、地方自治法第 232 条の 3 に反する契約等があった。

② 地方自治法第 217 条第 2 項の遵守について

本件業務委託の予備費充用は地方自治法第 217 条第 2 項に反している可能性が極めて高いが、一方、その目的を達成するための手法が明らかに違っていることから、法令違反とまでは断定できなかった。

③ 内部統制について

内部統制が機能しなかった最大の原因は、内部統制の最高責任者である原崎市長自身が、庁内規定をはじめ法令遵守に対する意識が希薄だったことにある。

調査事項に対する指摘、改善意見

- ・ 公金を扱う地方公共団体において重要とされる内部統制機能が、本件業務委託については発揮できていなかったことは、内部統制における体制の不備と言わざるを得ず、極めて遺憾である。
- ・ 内部統制の最高責任者であるからこそ、適切な財務手続き等を定めた財務規則などの庁内規定を遵守すべきであった。
- ・ 市長をはじめ市執行部に対し、平成 29 年の内部統制に関する地方自治法改正を踏まえた上で、内部統制における体制の確認、整備を行い、その適切な運用に向けた取り組みを切に望むものである。そして、このことこそが再発防止に向けた取り組みを推進することになるものと確信する。